

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

〈 令和 7年 4月 1日 現在 〉

1. 提供するサービスについての相談窓口

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス提供責任者の氏名	佐藤 貴美 黒木 弥生
--------------	-------------

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 サン・ルーム
主たる事務所の所在地	〒882-0065 宮崎県延岡市平田町2347番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 佐藤 勝造
設 立 年 月 日	平成8年10月1日
電 話 番 号	(0982) 38-0298

3. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	株式会社サン・ルーム日向営業所	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事 業 所 の 所 在 地	〒883-0021 宮崎県日向市大字財光寺長江426-1	
電 話 番 号	(0982) 50-1007	
指定年月日・事業所番号	平成18年 4月 1日指定	4570600322
管 理 者 の 氏 名	佐 藤 貴 美	
通常の事業の実施地域	日向市 門川町 諸塚村	

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

5. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助 清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

6. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までただし、利用者の希望に応じてサービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

7. 事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	合計
管理者	介護福祉士	1 名		従業員の管理及び業務の管理	1 名
サービス 提供責任者	介護福祉士	1 名		利用申し込みに関する調整 訪問介護員に対する技術指導 訪問介護計画の作成等	2 名
	実務者研修				
	ヘルパー1 級	1 名			
訪問介護員	介護福祉士		1 名	訪問介護サービスの提供	5 名
	1 級ヘルパー	1 名			
	2 級ヘルパー		3 名		

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第 1 号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】身体介護及び生活援助

※（ ）は 2 割負担料金 下線部は 3 割負担料金

サービス名称	サービスの内容	利用料	利用者負担
訪問型サービス 11（1月につき）	週 1 回程度の訪問が必要とされた方に対する 包括的支援（事業対象者・要支援 1・2）	11,760 円／月	1,176 円 (2,352 円) <u>3,528 円</u>
訪問型サービス 12（1月につき）	週 2 回程度の訪問が必要とされた方に対する 包括的支援（事業対象者・要支援 1・2）	23,490 円／月	2,349 円 (4,698 円) <u>7,047 円</u>
訪問型サービス 13（1月につき）	週 2 回を超える程度の訪問が必要とされた方 に対する包括的支援（事業対象者・要支援 2）	37,270 円／月	3,727 円 (7,454 円) <u>11,181 円</u>
訪問型サービス 21	1 月に 4 回まで （事業対象者・要支援 1・2）	2,680 円 ／回	268 円 (536 円) <u>804 円</u>
訪問型独自短時間 サービス	20 分未満の訪問型サービス※ 1 月に 22 回 まで（事業対象者・要支援 1・2）	1,630 円 ／回	163 円 (326 円) <u>489 円</u>

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

※（ ）は 2 割負担料金 下線部は 3 割負担料金

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000 円	200 円 (400 円) <u>600 円</u>
生活機能向上連携加算 （1 月につき）	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリ テーション事業所の理学療法士等と同行し、 共同して利用者の心身の状況等を評価した 上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問 介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000 円	100 円 (200 円) <u>300 円</u>
訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善に関して、一定の 改善基準を超えた場合 <u>所定単位数の 224/1000 加算</u>	1,176 円	263 円 (526 円) <u>789 円</u>

(2) キャンセル料

介護予防訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

(3) 支払い方法

利用者様の負担金は、口座引落しを希望の方は毎月 20 日にご指定の金融機関の口座からの引き落としになります。

9. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に様態の悪化又は事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより。医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講ずるものとします。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置等

事業所においての感染症対策として、予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備を行い、研修及び訓練を定期的実施する。又、感染症まん延時において、利用者に対してのサービスも提供を継続するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。

11. 虐待防止等について

利用者の人権擁護、虐待防止又は再発を防止するための委員会・担当者の設置、指針の整備を行い、定期的な研修を実施する。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報する。

12. 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るための委員会の設置、指針の整備を行い、定期的な研修を実施する。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないとし、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

13. ハラスメント対策

非常災害時に迅速かつ適切に対応するために、非常災害発生時の行動手順、関係機関への通報及び連絡体制を定めた計画を作成する。又、非常災害の発生時において、利用者に対してのサービスも提供を継続するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。

14. 非常災害対策

非常災害時に迅速かつ適切に対応するために、非常災害発生時の行動手順、関係機関への通報及び連絡体制を定めた計画を作成する。又、非常災害の発生時において、利用者に対してのサービスも提供を継続するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。

15. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び箕面市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

16. サービス内容に関する苦情

相談・苦情受付

担 当 者	サービス提供責任者 佐藤 貴美 黒木 弥生
受 付 番 号	月曜日から金曜日 8：30～17：30まで
連 絡 先	(0982) 50-1007
留 意 事 項	上記以外は電話転送により対応させていただきます。

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	健康福祉部 高齢者あんしん課	(TEL) 0982-52-2111
	宮崎県国民健康保険団体連合会	(TEL) 0985-25-4901

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。